

平成22年度 第7回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
1 日 時	平成22年12月20日 (月) 午後3時30分から5時30分まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出席者	(委員 18名) 市川会長、加山会長代理、小林委員、島崎委員、玉村委員、八重樫委員、渡邊委員、小池委員、植田委員、大島委員、増田委員、坪井委員、戸田委員、中迫委員、高橋委員、佐藤委員、原委員、永野委員 (区幹事 10名) 練馬区長、福祉部長、高齢社会対策課長、介護保険課長、大泉総合福祉事務所長、ほか事務局5名
4 傍聴者	2名
5 議 題	(1) 委員委嘱 (2) 第5期(平成24～26年度)練馬区介護保険事業計画にかかる諮問 (3) 第5期計画にかかる検討について (4) 練馬区高齢者基礎調査の実施について (5) 練馬の介護保険(平成21年度実施報告)について (6) 国における介護保険制度見直しの動向について (7) その他 ①介護保険について(平成22年11月末現在) ②その他 ③次回予定 日時 平成23年3月18日(金)午後3時～午後5時 会場 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
6 資 料	1 次第 2 資料1 第5期(平成24～26年度)高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にかかる審議機関について 3 資料2 第5期(平成24～26年度)練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題(案)について 4 資料3 練馬区介護保険運営協議会の開催予定(案)について 5 資料4 練馬区高齢者基礎調査の実施について 6 資料5 練馬の介護保険(平成21年度実績報告)冊子 7 資料6 介護保険について(11月末現在) 8 参考 厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会 資料 ①参考資料1「介護保険制度の見直しに関する意見」 ②参考資料2「地域包括ケアシステムについて」 ③参考資料3「制度見直し事項の財政影響試算」 9 練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表(両面印刷) 10 第5期(平成24～26年度)練馬区介護保険事業計画にかかる諮問状(写)
7 事務局	練馬区 健康福祉事業本部 福祉部 高齢社会対策課 計画係 TEL 03-5984-4584

会議の概要

(会長)

ただ今より、第7回練馬区介護保険運営協議会を開催する。

初めに、区長から、新たに就任する委員に委嘱状を交付する。

【委嘱状の交付、および新任委員のあいさつ】

(会長)

案件(2)の「第5期(平成24～26年度)練馬区介護保険事業計画にかかる諮問」に移る。

【区長から会長へ諮問状を交付】

(福祉部長)

区長から、あいさつを申し上げる。

(区長)

本日は、大変お忙しいところご参集いただき、お礼申し上げます。

ただ今、第5期介護保険事業計画にかかる諮問をさせていただいた。会長にお渡しした諮問状には「練馬区第5期介護保険事業計画に関する事項について」と簡潔な記載になっているが、これは介護保険分野に関する事項について包括的に諮問したいという意図である。非常に幅広い事項の検討をしていただくことになるので、よろしくお願ひしたい。

介護保険制度は、練馬区のみならず日本全体が重要な時期に差し掛かっている。会議の冒頭に、会長からもお話があったが、今後間もなく、団塊の世代の方々が、高齢者と言われる年齢に達することになる。これを踏まえ、介護保険を持続可能な制度として機能させる必要がある。

具体的には、医療、介護、予防、住まい、生活支援のサービス等が、身近な地域で連携しながら提供され、地域ぐるみで高齢者を支える仕組みである「地域包括ケアシステム」が実現されなければならないと考えている。現在、国でも検討が進められているが、練馬区としても取り組まなければならない。

第5期計画策定にあたり、20名の委員の皆様にご審議をいただき、素晴らしい答申をいただければありがたい。

現在の日本をつくり上げた原動力である高齢者の方々に対しては、人間としての尊厳ある生活を過ごしていただくことで、その功績にお応えしなければいけないと思っている。そのために、皆様がお持ちの様々なご経験、お知恵を十分に発揮していただくようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

(会長)

区長は公務が重なっているため、ここで中座される。

【区長退席】

(会長)

次に、委員の出席と傍聴の状況および配付資料の確認をお願いする。

(事務局)

【委員の出席、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(会長)

練馬区介護保険事業計画は、練馬区にふさわしい、区民、事業者いずれにも有効な計画にしたいと思っている。積極的に議論していただき、実現可能なもの、不可能なものを明らかにしながら、可能性を模索していきたいと思う。

それでは、案件（3）「第5期計画にかかる検討について」の説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料1「第5期（平成24～26年度）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にかかる審議機関について」

資料2「第5期（平成24～26年度）練馬区介護保険事業計画にかかる検討課題（案）について」】

資料3「練馬区介護保険運営協議会の開催予定（案）について」の説明】

(会長)

資料1によると、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会には、いくつかの課題について、先行して検討していただくよう依頼することになる。については、組織の設置目的や構成委員の内訳等を確認しておきたい。

(高齢社会対策課長)

委員の構成については、資料5 10ページに、「練馬区地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会委員」の委員名簿を掲載している。

介護保険の被保険者、医療従事者、保健福祉関係団体、介護サービスの事業者、学識経験者等を委員として構成されている。

地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会ともに、練馬区介護保険条例に基づき、区長の附属機関として設置された組織であり、現在の委員は、昨年度から改選された方々である。各会議の役割、設置目的、開催日程については、資料5 8～9ページに説明が掲載されているので、お目通しいただきたい。

(会長)

資料2の5つの検討課題のうち、「2 地域包括支援センターを中心とする相談支援体制の充実」および「4 介護保険施設および地域密着型サービス拠点の整備促進」のうち、「地域密着型サービス拠点」にかかる部分については、介護保険運営協議会から地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会へ検討を依頼する。

検討の結果、いただいた意見について、介護保険運営協議会で再度確認する予定である。

(委員)

前期のスケジュールから考えると、第5期計画は平成24年3月頃に冊子としてできあがる予定と思われる。一方、介護保険運営協議会での検討は平成23年8月の第11回までで終了することになっているが、9月以降の開催はどのような予定となるのか。

(高齢社会対策課長)

資料3では、第11回までの開催日程をお示ししているが、今後の国・東京都の動きに応じ、変動する可能性もあると考えている。

その後の予定については、第12回以降に答申をまとめていただき、これを受け、練馬区として平成23年11～12月頃に第5期計画の素案を作成する予定である。

計画素案により、区民への説明会や、パブリックコメントを行うことになる。その後、介護保険料の算定をまとめ、平成24年3月に第5期計画をまとめるスケジュールで考えている。

(会長)

第11回までの討議で終わるのではなく、答申を出した後に区が策定する第5期計画素案や介護保険料について、引き続き当会議において検討を続けていくことになる。

本日は、最初の節目である答申作成までのスケジュールを示したとご理解いただきたい。

では、案件(4)へ進む。「練馬区の高齢者基礎調査の実施」について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料4 練馬区高齢者基礎調査の実施について】の説明

(会長代理)

調査種別5「特別養護老人ホーム入所待機者調査」は、他の調査と異なり悉皆調査とある。対象者のうち訪問調査約800人について、約2か月間で高齢者相談センターの職員により実施すると伺った。

練馬区として、対象者全員に聞く必要があり、また実施可能と判断されてのことと思うが、通常業務と並行して訪問調査を行うというのは負担が大きいのではと心配している。この点について、実施にあたり、どのように検討されたのかの経緯を伺いたい。

(高齢社会対策課長)

訪問調査約800人の内訳は、在宅の方が約370名、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養病床等の施設に入所されている方が約430人である。施設入所者は高齢者相談センター本所の職員が調査し、在宅の方には支所の職員が調査する分担である。なるべく現場の職員に負担がかからない形で行う予定である。

ただし、対象者は特別養護老人ホームへ入所待機されている方々なので、在宅の方で、訪問してもなかなか面会できない場合も想定される。支所職員には、できる範囲で調査していただき、ある程度の回答数が得られればと思っている。

(委員)

現場の大変さを理解し、気遣ってくださる会長代理のご意見に感謝する。

先ほどの説明を聞いて、なぜ調査を急がなければならないのか、また、自分たちが調査した結果が3月には報告されることもよく分かった。忙しいのは確かだが、在宅の方に対し支所の職員が訪問調査するということは、支援を要する高齢者が、地域の中どのくらいいらっしゃるのかの実態を把握することにつながるメリットもあると思う。現

場としては頑張りたいと考えている。

(委員)

特別養護老人ホーム入所待機者調査については、本当に大変だと思うが、区民にとっては非常にありがたい調査なので、頑張ってもらいたい。

併せて、対象者へどのような質問をしているのかも伺いたい。

(高齢社会対策課長)

調査に使用する調査票の見本を、後ほど委員の皆様へ配付する。

(委員)

資料4の調査種別1～4は、既に実施しているという説明だが、もう集計は終わっているのか。

(高齢社会対策課長)

回答締切を12月末としている。返信のあったものから順に集計作業を開始しているところである。

(委員)

調査結果を閲覧できる場所を教えてください。

(高齢社会対策課長)

平成19年度に実施した前回調査と同様、図書館、高齢者センター、敬老館、区民情報ひろば、練馬区役所を考えているが、この他にもなるべく多くの場所で閲覧できるように形にしていきたいと思っている。

(会長)

調査種別6「日常生活圏域ニーズ調査」は多くの自治体で行われているが、それぞれ実施方法や規模が異なっている。

練馬区は、基本的な内容について調査するという点で、健康な方から要介護の方まで、様々な状況の把握に非常に役立つと思われる。ぜひやっていただきたいと思う。

特別養護老人ホーム入所待機者調査にかかる訪問調査について、在宅の方が約370人いるとのことだが、結構な人数である。予算をはじめとする実施方針を適切に調整しないと、他の業務に支障が出る懸念がある。調査そのものは非常に重要な事であるので、効果的に実施できるよう調整を図ることが今後の課題になるだろう。

(委員)

調査を行い、データとして把握することも重要であるが、それだけに留まらず、本当に困っている人ができるだけ早く入所できるような体制を整備する必要があると思う。

高齢者相談センター本所・支所間の連携を取り、区が適切に判断し、迅速、確実に対応できる体制づくりに取り組んでいただきたい。

(会長)

ただ今のご意見は、特別養護老人ホームだけでなく、介護全般に関わる問題である。

前回の会議で、特別養護老人ホーム入所基準のポイント制度は、家族同居の方よりも、ひとり暮らしの方が入所の必要性が高いと判定する。このため、長年に渡り在宅介護を続け、施設入所を希望している家族に対し、家族の存在により入所が遠のいてしまうという逆転現象が起きることがあるという意見があったと記憶している。

今回の調査を通じて、入所待機者の実態が把握できれば、どの程度の施設を整備する必要があるのか、あるいは特別養護老人ホーム以外の施設やその他の手段で対応可能な方がどの程度潜在しているのかを考えるため、貴重な資料になると思う。

(委員)

調査種別6「日常生活圏域ニーズ調査」について、郵便番号176の練馬地区を対象としたと説明があったが、当該地区を選定した理由について聞きたい。

(高齢社会対策課長)

練馬区には、4つの総合福祉事務所があり、それぞれの管轄区域を日常生活圏域としている。具体的には、郵便番号ごとに設定しており、176の練馬、177の石神井、178の大泉、179の光が丘である。

4つの圏域のうち、176の練馬圏域は、長く練馬区に住んでいる方と、マンション入居者等、比較的新しい練馬区民の両方が混在しており、区全体の状況に最も近い傾向を示している。そこで、今回の調査では、モデル圏域として選定したところである。

(会長)

つぎに案件(5)「練馬の介護保険(平成21年度実績報告)について」の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料5 練馬の介護保険(平成21年度実績報告)冊子】の説明

(委員)

2点ほど、意見を述べたい。

1点目は、特定高齢者向け介護予防事業についてだが、予算の偏りは問題であると思う。資料5 27ページ「特定高齢者把握事業」を見ると、平成21年度の決算額は約3億4千万円とある。また、資料には記載が無いが、当初予算額は約4億1千万円だった。対象者の把握の部分で非常に多額の費用が使われている。

つぎに、実際の予防事業についても問題点があると思う。例として、27ページの「高齢者筋力向上トレーニング」を見ると、決算額2,500万円に対し参加者173人とあり、1人当たり約15万円の費用をかけている計算になる。

幅広く民間の事業者に委託したほうが、効果的な事業にできるのではと思う。次期はご検討いただきたい。

2点目は、介護保険料の未納者への対応である。

現在、練馬区の保険料未納者はどのくらいいるのか。また、その方たちに対して、例えば他区では1割負担が3割負担になった所もあるが、練馬区の場合は、どのような対応を取っているのか。

(高齢社会対策課長)

1点目の「特定高齢者把握事業」について回答する。

国は本年8月に生活機能評価健診についての制度改正を行った。これにより、これまで義務として実施してきたが、保険者の任意によることになった。練馬区としても、国の考え方を受け、第5期計画策定にあたり、介護保険運営協議会等、様々な立場の方からご意見をいただき、生活機能評価健診のより効果的な実施方法について検討していき

たいと考えている。

(介護保険課長)

2点目のご質問について回答する。

滞納者の人数等のデータについては、資料がこの場に無いため、後日、改めてご説明させていただきます。

一定期間以上の滞納がある方については、練馬区も他の自治体と同様に、介護保険法等に基づいて給付の制限を実施している。

(委員)

具体的な対応はどのような内容か。

1割負担を3割負担にするという形か。また、負担割合が変更される期間はどのくらいか。

(介護保険課長)

給付制限の割合は、本人負担が、1割から3割になるというものである。

給付制限の期間については、未納の期間に応じた設定となる。1か月の方から、1年を超える方など、様々である。

(委員)

実際の例として、通所介護において要支援2の方が3割負担となった場合、本人負担額は毎月約15,000円となる。

そもそも、未納者の方は、多くが経済的に困窮しているから未納となるのだと思う。⇐ そのような方に対して、給付制限の対応として3割負担にすることは、果たして本当の意味での問題解決になるのか疑問に感じている。議論が必要な問題なのではないかと思う。

(会長)

未納の理由が、本当に経済的困窮によるということであれば、別の仕組みの中で救済する方法を考える必要もあると思う。その意味では、一つひとつ問題点について丁寧に洗い直し議論が必要と思う。

他に意見はあるか。

(委員)

資料5 27ページ「栄養改善事業」も、約668万円と、相当の経費を要しているが、具体的にはどのような内容の事業か。

(高齢社会対策課長)

事業の内容は、「食を楽しむ応援教室」という名称で、管理栄養士から栄養改善についての講義を行うものである。参加対象者は、生活機能評価健診において、国が示した基本チェックリストにより、栄養改善の取り組みが必要と診断された方である。参加のご案内は、高齢者相談センターを通じて行っている。

参加人数は35人であり、栄養改善事業に参加いただける特定高齢者の方が、なかなか増えないというのが現状である。

(委員)

講義だけで、実際に食べることはないのか。また、単純計算で1人当たり約19万円の

経費となるが、何故このような金額がかかるのか。

(高齢社会対策課長)

教室では、講義だけでなく、実際に食事もしていただいている。

栄養改善事業は専門の事業者への委託により実施しており、業務委託料や食事の経費も含め、このような金額となっている。

(会長)

介護予防の分野は、毎回同様の議論となるが、根本的に政策評価をするべき時期なのかもしれない。委託化を進めるか、事業を縮小すべきか、あるいは他の業務との連携により解決できるのか等、見直しを行い、必要などころに予算を回していくことも提案していかなければならない。これは、冒頭のあいさつで区長が言われた、介護保険事業について包括的に諮問したことに関連すると思う。

法律により義務付けられたものは実施しなければならないが、任意となったもの、他の手段で代替可能なものについての是非は、今後の検討課題と思う。

(高齢社会対策課長)

ご存知の方も多いと思うが、介護予防事業は、国の事業仕分けの対象になった。

その結果、事業の効果判定および対象者の明確化が不十分であるとの仕分け結果が出された。

そのような状況で、練馬区は先駆的な取り組みを行っている。平成18年度から、介護予防事業に参加した方と、参加しなかった方についての効果判定を実施しており、事業に参加した方のほうが、数年後に要介護者に認定されている割合が低いというデータを得ている。練馬区の取り組みについては、事業仕分けの中で、国から好事例として紹介もされている。

経費の問題については一層の工夫が必要と認識しているが、練馬区の介護予防事業への参加による効果は、一定程度出ているという事実もご理解いただければと思う。

(委員)

確実に効果があることは理解している。しかし、費用対効果の観点から、効率が悪いのではと思う。委託業者の選定も幅広く行い、優れた内容で安価に実施できる優秀な事業者が参入しやすくしてほしい。

(委員)

私は、実際に介護予防のケアプランを作成する立場だが、この12月から書類が簡素化され作業的な負担は減ったが、介護予防事業の効果がどの程度挙がっているかについては、実感が無いのが現実だ。

介護予防事業参加者と現場の担当者から意見を聴く必要があると思うが、区では、アンケート等は実施しているのか。

(高齢社会対策課長)

定期的に行っている。

(委員)

現場の立場として、実感できる形で伝わってこない。効果的に実施していけば、第5期計画にも反映できるのではないかと思う。

(会長)

この場で結論を出すのは難しいと思われるので、介護予防事業についての議論はここで一旦終了する。

介護予防事業は、なかなか参加者が増えないのが現実だが、事業の意義はあるので、具体的な効果についてのデータを検討しながら、費用対効果の観点を含めて、再度、全体的にまとめて見直す必要がある。

最後に私から、1点お聞きしたい。

第4期における介護保険事業は、介護保険料負担の激変緩和のため準備基金を取り崩して運営している。このため、第5期においてはプールされた余剰金が無くなる自治体が多くなるはずだが、練馬区の基金の状況はどうか。

(介護保険課長)

第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の冊子をご覧いただきたい。

152ページに、準備基金等が保険料額に及ぼす影響を示している。

下表を見ていただくと分かるが、本来は、月額保険料4,800円となるところを3,950円としている。差額は、準備基金等を充てている。練馬区の第4期計画では、計画期間中に準備基金等を全額取り崩す予定になっており、今後の保険給付が計画どおりに推移すると、準備基金が無くなることになる。

(会長)

つぎの議案は、国における介護保険制度の見直しの動向ということだが、財源の問題はまさに自治体にとって喫緊の課題である。自己負担を2割へ増やす、高額所得者の保険料負担を増やす等、様々な議論は出ていたものの、今のところ全て据え置きになっている状態である。

第5期の介護保険料を定めるにあたっては、全国平均が一気に上がるという見込みもあり、待ったなしの議論になっていくと思われる。

このような現状を踏まえ、案件(6)「国における介護保険制度の見直しの動向について」の説明をお願いする。

(介護保険課長)

【参考資料1「介護保険制度の見直しに関する意見」】

【参考資料2「地域包括ケアシステムについて」】

【参考資料3「制度見直し事項の財政影響試算」】についての説明

(会長)

参考資料1～3については、国の動向であり、この場で回答は難しいと思う。

質問があれば、後日、事務局に出していただき、事務局から文書で答えるという形にしたいと思う。

(事務局)

【質問提出期限、書式等についての説明】

(会長)

質問と回答結果については、全委員に伝えて欲しい。情報を共有できれば、今後の介

介護保険の事業計画に反映できると思う。

国の見直しの動向については、両面併記や、漠然とした体系論となっているところも多く、かなり混乱しているのだと思う。

その中で、練馬区の方角性を示すための好材料になるような質問をしていただければと思う。

では、最後の案件（7）に進む。資料6の説明をお願いします。

(介護保険課長)

【資料6 介護保険について（11月末現在）】について説明

(会長)

質問はあるか。

【特になし】

(会長)

その他の案件はあるか。なければ、次回日程について説明をお願いします。

(事務局)

【次回予定の説明および事務連絡】

(会長)

事務局に提出する質問について、厚労省からの回答はいつごろになる予定か。

(介護保険課長)

国として正式な形で各方面に話ができる時期が来るまでは、ほとんどの質問について、今の時点では未定という回答になるのではないかと予想している。その点はお含み置きいただきたい。

(会長)

最後に福祉部長より一言お願いしたい。

(福祉部長)

いよいよ第5期の計画に向けた議論がスタートする。今回は、資料説明が中心であったが、次回以降は、検討課題に沿って、検討を進めていただき、結果を取りまとめていく方向になると思う。

高齢化が進む中で、公的介護サービスの充実を図っていく必要性は、誰もが認識しておられると思う。しかし一方で、会長からも何度も話があったように、財源の問題は避けて通れない。

国の動向を見据えつつ、練馬区としても様々な手段を考えながら、バランスのとれた計画を作り上げていきたいと思っている。

大変な作業になるが、ご協力をよろしくお願い申し上げたい。

(会長)

以上で会議を終了する。